

年　月　日

保護者様

ちとせ認定こども園
園長 樺山 貴美江

出席停止について

本日、お子様が にかかりましたと、連絡を受けました。
この感染症は、学校保健安全法第19条の規定に準じて、下記のとおり出席停止の取り扱いをいたしますので、休んで治療に専念してください。
なお、感染症が治って登園するときは、医師の診断を受け別添の治ゆ証明書を園に提出してください。

記

出席停止者 氏名

出席停止期間 年 月 日から治ゆするまで

感染症の予防について

★ 保育園において予防すべき感染症の種類は次のとおりです。

種別	病名
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア
第2種	百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核及び骨膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症

- ★ 多くの子ども達が集団生活をする保育園では、感染症の予防も重要であり、保護者の方のご理解とご協力をお願い致します。
- ★ 出席停止の期間は感染症の種類に応じて、だいたいの基準がありますが、症状には個人差がありますので、医師の診断に基づいて十分休養し、元気なってから登園するように留意してください。
なお、感染防止のため出席停止の期間中は、出来るだけ友だとの接触はさけてください。
- ★ 園長は、園児が感染症にかかっていたら、出席停止をさせることになります。
(学校保健安全法第19条に準ずる)

治 ゆ 証 明 書

社会福祉法人 ちとせ交友会
ちとせ認定こども園

氏 名

生年月日 年 月 日 生

病 名 ()

診断の結果 月 日から登園は可能です。

付 記

年 月 日

医療機関名

住 所

医 師 名

印